

令和5年12月11日

第9回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和5年度第9回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年12月11日（月） 午後1時30分～午後2時10分

2. 場 所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（9名）

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正

委 員 3 番 坂口政文 4 番 徳山道也 5 番 清田伸一

6 番 上田佳子 8 番 清田 勇 9 番 前川政樹

10 番 小山省三

推進委員 田尻稔男

4. 欠席委員（1名） 2 番 永田麻衣

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長補佐 奥村佳織 事務局 中嶋一成

事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第9回総会を開会いたします。
はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は
~~全員出席のため~~（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立し
ていますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行
うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は4番徳山委員と5番清田伸一委員を指名します。
また、書記に事務局の中嶋さんを指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請
について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について

= 1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読 =

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は、現在50歳で玉名市天水町に親子で農業をされており、貸付
人の経営移譲年金受給に伴う親子間使用貸借の再設定を申請されるもの
です。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

7番 鬼塚委員

ここは少し荒れております。以前、開墾をされていた形状がありクヌギを植えられている状況です。

園芸関係と米麦関係に力を入れられているミニトマトを約70a、米麦を5ha、みかんを50a栽培されております。少し手を入れられると解消はされます。道もすぐそばにあるので問題は無いと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田尻委員

委員のおっしゃるとおり問題ありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

2番 坂口委員

周囲は山のようなのですが、イノシシは出ますか。畑の周りを切ればイノシシが入ってきにくくなるのではないですか。

7番 鬼塚委員

かなり厳しい状況です。所有者の方はもういっぱいいっぱい農業をされているので新たに植えられるのであれば、解消はされると思います。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

4ページです。(朗読)

5ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和5年11月27日付で、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

6ページをご覧ください。(総括表の説明)

7ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が4件、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が2件です。面積は、田が8筆で7,520㎡、樹園地が3筆で5,275㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

2番 坂口委員

備考欄にみかん200kg/全筆と書いてありますが、その時期にみかん200kgあげられるということですか。

事務局

みかん10キロを20箱お渡ししているということでした。

議長

無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

- ・許可不要転用届
- ・令和5年農作業料金・農業労賃について

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時10分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年12月11日

玉東町農業委員会会長

Ⓔ

4番委員

Ⓔ

5番委員

Ⓔ